

平成 24 年度災害に係る住家の被害認定に関する検討会
報告書
(案)

平成 25 年 3 月

目次

1 . 調査概要	1
(1) 調査の目的	1
(2) 調査手法	1
(3) 調査結果の概要	1
「地盤に係る住家被害認定の調査・判定方法について」(平成 23 年 5 月 2 日事務連絡)の「運用指針」への一本化	1
東日本大震災における特例措置の検証	2
部位別構成比の定期点検	3
その他住家被害認定の迅速化・簡素化について	4
その他	6
2 . 検討会の開催	11
(1) 開催状況	11
検討会委員名簿	11
開催概要	12
(2) 議事概要	13
第 1 回検討会	13
第 2 回検討会	14
第 3 回検討会	16
第 4 回検討会	18
3 . 参考資料	19

災害に係る住家の被害認定に関する検討の主な内容について

1. 概要

東日本大震災を踏まえ、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」(平成 21 年 6 月内閣府(防災担当))(以下、「運用指針」という。)に係る次の点について有識者会議をこれまで 4 回開催し、検証している。

「地盤に係る住家被害認定の調査・判定方法について」(平成 23 年 5 月 2 日事務連絡)の「運用指針」への一本化の可否
東日本大震災における特例措置の検証(津波被害に係る通知など)
部位別構成比の点検
その他

2. 検討事項及び結果

- (1) 平成 23 年 5 月 2 日事務連絡「地盤に係る住家被害認定の調査・判定方法について」の「運用指針」への一本化の可否
運用指針に一本化

これまでの対応

平成 23 年 5 月 2 日事務連絡「地盤に係る住家被害認定の調査・判定方法について」は、地盤の液状化等により損傷した住家の被害認定方法について、当分の間、運用指針に代えて定めたもの。東日本大震災に限らず、その他の災害時に生じる地盤の液状化等による住家被害も含め適用可能。東日本大震災直後に、参集可能な 4 名の委員に緊急に検討していただき、通知した。

有識者会議の議論の方向性

このたび、10 名の有識者会議を 4 回開催し慎重に審議を行った。事務連絡の内容は合理的であり今後の災害にも適用していくことが適当である。

- (2) 東日本大震災における特例措置(平成 23 年 3 月 31 日事務連絡「平成 23 年東北地方太平洋沖地震に係る住家被害認定迅速化のための調査方法について」等)の検証
一部改定し水害編の第 1 次調査(外観調査)として運用指針に一本化

これまでの対応

平成 23 年 3 月 31 日事務連絡「平成 23 年東北地方太平洋沖地震に係る住家被害認定迅速化のための調査方法について」及び平成 23 年 4 月 12 日事務連絡「東日本大震災に係る被災者生活再建支援金の支給手続の迅速化等について」のうち被害認定に係る部分について、東日本大震災に限った特例措置としていた。

有識者会議の議論の方向性

以下のように一部修正し適用することが適当である。なお、災害の規模要件は課さないこととする。

平成 23 年 3 月 31 日事務連絡「平成 23 年東北地方太平洋沖地震に係る住家被害認定迅速化のための調査方法について」について

- ・同程度の損害割合であることから、越流、堤防決壊等水流や泥流、瓦礫等の衝突により損傷が有る水害も津波と同様に適用すること。
- ・ただし、損害割合の試算どおり、適用できる場合は「木造・プレハブであり、かつ、戸建ての 1～2 階建てで、津波、越流、堤防決壊等水流や泥流、瓦礫等の衝突により損傷がある場合の住家被害に限り適用」可能である旨を具体的に注書きすること。一方、それ以外の場合には損害割合が足りないため、a) そのような損傷の無い場合、b) 3 階以上の住家、c) 集合住宅の 2 階以上、d) 非木造の住家被害の場合には適用できない。
- ・なお、判定を統一し誤報のトラブルを回避するため、「概ね 1 m」等の「概ね」という表現を削除し、かつ、「最低限」であることを注書きすること。

平成 23 年 4 月 12 日事務連絡「東日本大震災に係る被災者生活再建支援金の支給手続の迅速化等について」について

- ・サンプル調査による判定方法に関しては、区域内のすべての住家が【木造・プレハブ】戸建ての 1～2 階建てであり、かつ、津波、越流、堤防決壊等水流や泥流、瓦礫等の衝突の外力被害がある場合であり、かつ、1 階天井まで浸水したことが一見して明らかな区域については、サンプル調査(当該区域の四隅に立地する住家の調査)により、当該区域内の当該住家すべてを全壊と判定する。

(3) 部位別構成比の点検

根拠としている固定資産評価基準の 3 年に一度の時点更新(H24.7 改正、H25.1 から適用)を踏まえ、一部改定

【木造・プレハブ】

屋根 : 10% (H21) 15% (新)

柱(又は耐力壁) : 20% (H21) 15% (新)

(4) その他

その他の提案については、今後、執務資料の改定等の機会を捉えて措置していくことが適当である。

(例: 「被害認定の経験のある市や建築家協会等が、被災市の被害認定を応援して、迅速化が図られた事例」を「実施体制の手引き」で今後紹介 等)

1 . 調査概要

(1) 調査の目的

東日本大震災では、液状化した地盤による住家被害などへ対応するため、平成 23 年 5 月 2 日に「地盤に係る住家被害認定の調査・判定方法について」を事務連絡として発出したほか、津波被害における被害認定の迅速化の為の事務連絡等の特例措置を実施した。

本調査は、東日本大震災での特例措置の活用状況等も勘案し、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」(平成 21 年 6 月内閣府(防災担当))(以下、「運用指針」という。)や、各種特例措置について、その内容を検証することを目的としている。

主な検討事項は以下の 4 点である。

- ・「地盤に係る住家被害認定の調査・判定方法について」(平成 23 年 5 月 2 日事務連絡)の「運用指針」への一本化
- ・東日本大震災における特例措置の検証
- ・部位別構成比の点検
- ・その他住家被害認定の迅速化・簡素化について

(2) 調査手法

有識者からなる検討会を開催し検討を行ったほか、適宜自治体等へのヒアリング調査を実施した。

(3) 調査結果の概要

「地盤に係る住家被害認定の調査・判定方法について」(平成 23 年 5 月 2 日事務連絡)の「運用指針」への一本化

- ・以下の内容で、事務局案を了承する。

- ・地震編・水害編・風害編の後に平成 23 年 5 月 2 日事務連絡を「補遺」等として位置づけ、合冊する。
- ・事務連絡を利用するのかということについては、自治体の判断に任せることとし、運用指針では Yes/No 選択型フローのような記載は行わない。
- ・その他調査票等の必要な資料の改正をおこなう

東日本大震災における特例措置の検証

- ・東日本大震災における特例措置について検証し、以下の対応方針を了承する。

概要	今後の対応方針
平成 23 年 3 月 31 日事務連絡 「平成 23 年東北地方太平洋沖地震に係る住家被害認定迅速化のための調査方法について」	
<ul style="list-style-type: none"> ・住家の被害認定の迅速化のための以下の措置を実施 <ul style="list-style-type: none"> - 「津波による住家被害」の第 1 次調査を、流失及び浸水の程度によって判定できるよう簡素化 	「概ね」を削除し、「最低限」であることを注書きした上で、水害編の第 1 次調査(外観調査)として運用指針に整理することとする。
<ul style="list-style-type: none"> - 住家の全流失については航空写真の活用を記載 	実施方法の件であるので、実施体制の手引きに記載することとする
<ul style="list-style-type: none"> - 「地震による住家被害」の第 1 次調査で利用する損害割合イメージ図で損害割合の区分を減らし簡素化 	調査票として整理することとする(地震編一次調査の調査票 B の簡略版であり、運用指針への掲載がそぐわない)。
平成 23 年 4 月 12 日事務連絡 「東日本大震災に係る被災者生活再建支援金の支給手続の迅速化等について」	
<ul style="list-style-type: none"> ・被災者生活再建支援金の支給手続の迅速化のため、以下の措置を実施 <ul style="list-style-type: none"> - 津波被害エリアの一部を長期避難世帯として取り扱う - 手続の迅速化のための県による体制強化を通知 	
<ul style="list-style-type: none"> ・3月31日事務連絡の一部改定 <ul style="list-style-type: none"> - 住家の全流失について衛星写真を用いた調査方法の追加 	実施方法の件であるので、実施体制の手引きに記載することとする。
<ul style="list-style-type: none"> ・津波被害の住家の被害認定の特例について追加 <ul style="list-style-type: none"> - 津波浸水区域におけるサンプル調査による被害認定が可能な旨通知 	水害編の第 1 次調査(外観調査)として運用指針に整理することとする。
平成 23 年 4 月 20 日事務連絡 「東日本大震災に係る被災者生活再建支援金の支給手続の簡素化について」	
<ul style="list-style-type: none"> ・被災者生活再建支援金の支給手続の迅速化のため、住民票の取り扱いの弾力化などの措置を実施 	

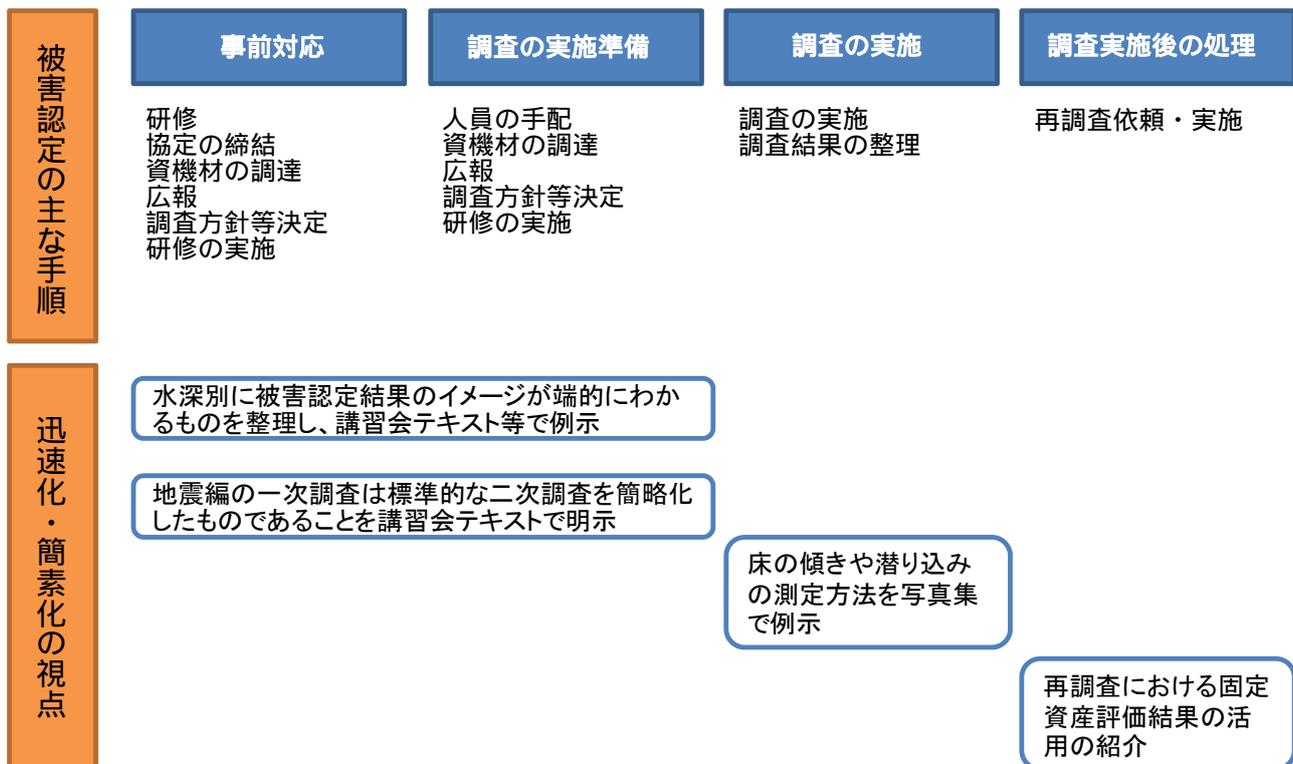
部位別構成比の定期点検

根拠としている固定資産家屋評価基準の3年に一度の時点更新(平成24年7月27日総務省告示第286号)を踏まえ、現行の運用指針(平成21年)の部位別構成比の試算データを元に、部位別構成比の再計算を行った。

その結果、【木造・プレハブ】の部位別構成比について、固定資産家屋評価基準の改定に伴い、屋根の部位構成比が上昇し、柱(又は耐力壁)の部位構成比が減少したことから、屋根の部位別構成比を10%から5%増やし15%とし、同時に、柱(又は耐力壁)の部位別構成比を20%から5%減らし15%とすることが適当である。

その他住家被害認定の迅速化・簡素化について

その他の住家被害認定の迅速化・簡素化について、以下のような検討を行った。



- 水深別に被害認定結果のイメージが端的にわかるものを整理してはどうか
 天井まで、水深 1 m、床上、床下の各浸水パターンについて、外力による損傷の有無別に、被害認定結果例を整理して講習会テキスト等で例示
- 「地震編の一次調査は、標準的な調査である二次調査を、外観調査として実施できるよう有識者による検討を経て簡略化したものであること。これにより難しい場合は、運用指針に基づき判定すること」ということを明確にしておく必要がある。
 講習会テキストの中で明示する。
- 「地盤に係る住家被害認定の調査・判定方法について」(平成 23 年 5 月 2 日事務連絡)を用いた被害認定の場合、柱だけではなく、床の傾きを角度計つき水準器を用いて測定してはどうか。
 実際に正確に床の測定を行うのは困難であるため、原則柱による測定とする
- 「地盤に係る住家被害認定の調査・判定方法について」(平成 23 年 5 月 2 日事務連絡)を用いた被害認定の場合の潜り込み量の測定方法の考え方を整理してはどうか
 同事務連絡の潜り込み量の基準は雨が降ると恒常的に浸水することから設定されているため、浸水痕等で測定するという考え方を例示する
- 総務省行政監察局からの指摘により再調査依頼が繰り返される場合の考え

方を整理してはどうか。

被害認定調査は、阪神・淡路大震災において、神戸市等の税務部局が中心となって世帯単位で全壊・半壊について証明する「り災証明」を発行するために、調査の迅速化のため工学的見地から簡略化した方法として考案されたものである。この点を踏まえると、本来の税務部局が実施している固定資産評価の結果(損耗度)により最終的には一意に決まることを自治体に周知するとよいのではないか。

その他検討会の中では、個別の自治体の以下の迅速化・簡素化に関する事例を確認した。これらは実施体制の手引きの中で紹介する。

仙台市における簡易判定による迅速化

- ・一部損壊の場合、本人が納得すれば受付窓口で職員とともに写真とともに簡易判定が可能な「東日本大震災建物判定シート」を作成。
- ・これにより、調査依頼からり災証明発行までの期間について、従来概ね1ヶ月から1ヶ月半程度要していたものが、1週間から10日程度に短縮されている。

仙台市における非木造住家への建築専門家の同行による被災者不安の軽減

- ・日本建築家協会の協力を得て、被害認定結果への不満が出されている非木造住家に同行を依頼し、専門的見地からの説明を依頼した。
- ・これにより、当該建物について補修の有無や具体的な補修内容等、住宅再建に向けた次のステップに関するアドバイスがなされ、被災者の安心感につながったとされた。

名取市における建築専門家による支援受け入れ

- ・日本建築家協会、日本建築士会、日本建築士事務所協会に被害認定調査を一部委託して実施した。
- ・調査は市税務課職員1名と建築専門家1~2名のグループで実施しており、従業者数は、約60~70名(のべ149人・日)である。

竹田市、八女市、柳川市への仙台市による支援

- ・平成24年7月の九州北部豪雨で被災した竹田市、八女市、柳川市に対して、り災証明書の発行手続きを支援するため、仙台市より固定資産税課の職員が派遣された。

その他

1) 運用指針の改定に係るもの

運用指針について以下のとおり変更、時点更新をおこなった。

- ・ 判定方法に関する考え方やこれまでの検討経緯等について
「運用指針」の総則の中で、住家の被害認定調査や判定方法の経緯について整理する。
- ・ 集合住宅では原則1棟で判断することとしているが、住戸ごとに特に被害が異なる場合の対応について
「運用指針」の総則の中で、具体的な取り扱い方法について詳述。あわせて、主旨、Q&A、イラスト等を示すこととする
- ・ 「不服の申立て」の用語について
適正化し、「再調査の依頼」に変更

2) その他

その他の各論としては次のとおり。

- ・ 火山災害等による住家の被害認定の考え方について
考え方について講習会テキスト等で示すこととする。
- ・ 再調査依頼が繰り返される場合の対応方法（仙台市、山元町では調査依頼の期限を設定）
「実施体制の手引き」で紹介する方向で対応
- ・ 非木造のうち集合住宅等の大規模なもので、全体で調査、判断することが困難な場合は、被害が最も大きいと思われる階のみを調査し、全体の損害割合として差し支えない、としているのは「地震」のみであるが、「水害（浸水被害）」にも同じ考えで良いのではないかと誤解して質問されることが非常に多い。
主旨、Q & A , イラスト等を示すこととする。
- ・ 傾斜の測定において、1つだけ柱が折れている場合の取り扱いや、6隅() の場合の取り扱いなど
建物の傾きを測定する代替手段として柱の傾きを想定しているため、以下のように整理
 - ・ 1つだけ柱が折れている場合には残り3本の柱を測定する
 - ・ 6隅の場合には、いずれか4カ所を測定する
- ・ 部位別構成比のカスタマイズの仕方を示せないか
固定資産評価(家屋)で把握している評点数によりカスタマイズすることが可能であることを講習会テキスト等で示すこととする。その際、運用指針における部位別構成比と固定資産評価基準における部位・評点項目の対応の考え方を示す。
- ・ 「鉄骨系プレハブ」は【木造・プレハブ】であることが一見理解しにくいよ

うである（軽量鉄骨の住宅などを誤って【非木造】として取り扱う事例が見受けられる）

課税台帳の整理に由来することを講習会テキスト等で示すこととする。

- ・太陽光発電パネル（屋根材を兼ねるもの）を含めるべきか。

固定資産評価基準では、屋根に整理されている。

なお、運用指針は標準を示しているだけであり、その他についても原則固定資産評価の整理に従うこととしてもよい。

- ・基礎だけ「0.3mm以上」とする理由、考え方を示せないか。

被災度区分判定の基準であることを、Q&A、講習会テキストで示すこととする。

- ・エレベーター、浄化槽、機械式駐車場、太陽光発電パネル（屋根材兼用）についてどのように扱うか。

固定資産評価基準では、建物と一体的にとらえるエレベーターについては設備に、太陽光発電パネルは屋根に整理されており、その他浄化槽と機械式駐車場は、「家屋」の評価対象となっていない。

なお、運用指針は標準を示しているだけであり、その他についても原則固定資産評価の整理に従うこととしてもよい。

(参考：住家の被害認定基準とその他の動き)



災害対策基本法制定
(S36.11)

「災害の被害認定基準」の統一(S43.6.14内閣総理大臣官房審議室長)

昭和43年

一部改正
(H7.6)

平成7年
阪神・淡路大震災(H7)

「災害の被害認定基準」の改正(H13.6.28内閣府政策統括官(防災担当))

平成13年

平成16年

新潟・福島豪雨(H16)

平成21年

平成23年

東日本大震災(H23)

○固定資産評価基準施行、経年減点補正率基準表、損耗減点補正率基準表制定(S38)
(固定資産評価基準はS48,54,57,63年に全面改正。その後3年おきに全面改正)

地震保険に関する法律の制定(S41.5.18)

◆「震災建築物等の被災度判定基準および復旧技術士指針」(H3)
ー応急危険度判定と被災度区分判定を含むものとして発刊

◆「被災建築物応急危険度判定マニュアル」発行(H10)
「住宅・土地統計調査」(H10)

○損耗減点補正率基準表全面改正(H13)
◆「震災建築物の被災度区分判定基準および復旧技術士指針」(H13)

一部改正

(H16.3.31)

(「災害の被害認定基準」に「大規模半壊」の区分追加)

一部改正

(H19.11.16)

(被害の程度及び債権方法により支援金額が決まる制度に改正) 附帯決議

(H19.11.9 衆議院災害対策特別委員会)

「浸水等による住宅被害の認定について」(H16.10.28内閣府政策統括官(防災担当))

東日本大震災における事務連絡・特例措置

「地盤に係る住家被害認定の調査・判定方法について」(平成23年5月2日 事務連絡)など

改定に向けた検討

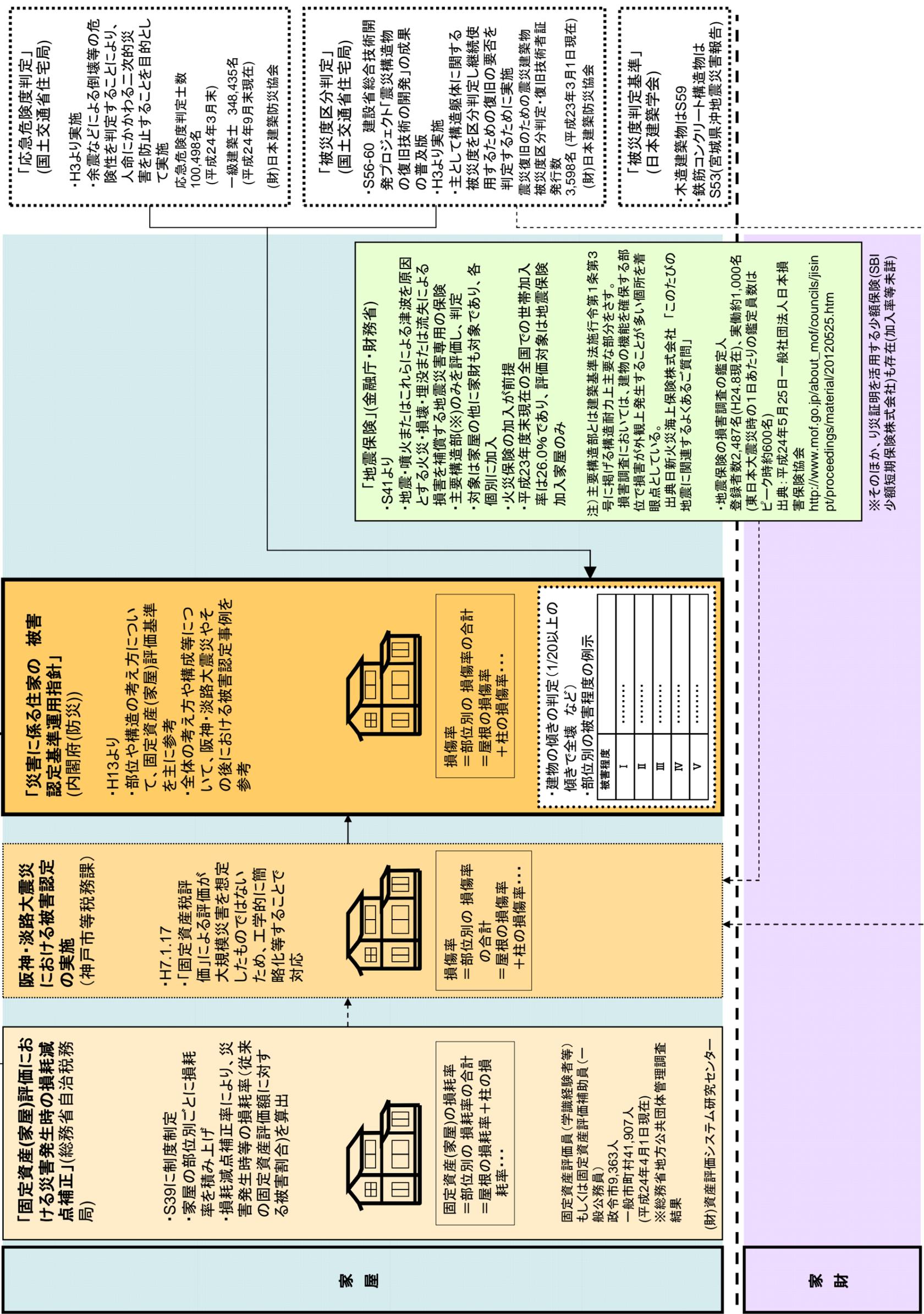
一部改正

「住宅・土地統計調査」(H20)
(5年に一度。H20.10.1調査、H21.7.28速報、H22.2確報、H23.3結果の解説)

◆「震災建築物の被災度区分判定基準および復旧技術士指針」改正検討作業中(H24.7～)
ー木造における「2012年改訂版 木造住宅の耐震診断と補強方法」の復旧技術指針への反映
ーその他事例の追加や必要な修正

「住宅・土地統計調査」(H25)

(参考:「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」と「固定資産(家屋)評価」「被災度区分判定」「応急危険度判定」「地震保険」との関係)



2. 検討会の開催

(1) 開催状況

検討会委員名簿

検討会委員は以下のとおり。

(順不同、敬称略)

委員長	さかもと 坂本	いさお 功	東京大学名誉教授
委員	おくだ 奥田	やすお 泰雄	国土交通省国土技術政策総合研究所 危機管理技術研究センター 建築災害対策研究官
委員	さくま 佐久間	じゅんぞう 順三	(有)設計工房佐久間代表取締役
委員	すぎやま 杉山	よしたか 義孝	財団法人日本建築防災協会専務理事
委員	たなか 田中	さとし 聡	富士常葉大学大学院環境防災研究科 教授
委員	なかい 中井	しょういち 正一	千葉大学大学院工学研究科 建築・都市科学専攻 教授
委員	なかの 中埜	よしあき 良昭	東京大学生産技術研究所所長 教授
委員	ふじた 藤田	かおり 香織	東京大学大学院工学系研究科 建築学専攻准教授
委員	まつもと 松本	ゆか 由香	横浜国立大学大学院 都市イノベーション研究院 都市イノベーション部門准教授
委員	わかまつ 若松	かずえ 加寿江	関東学院大学工学部 社会環境システム学科教授

開催概要

検討会は、計4回開催した。開催日及び議事は以下のとおり。

開催日	議題
第1回 平成24年11月12日(月)	(1)今年度調査の概要について(報告) (2)平成23年5月2日事務連絡の運用指針への一本化について(検討) (3)その他(報告)
第2回 平成24年12月17日(月)	(1)平成23年5月2日事務連絡の運用指針への一本化について(検討) (2)東日本大震災における特例措置の取扱いについて(検討) (3)その他(報告)
第3回 平成25年2月14日(木)	(1)運用指針の改定案について(検討) (2)東日本大震災における特例措置の取扱いについて(検討) (3)部位別構成比について(検討) (4)その他(報告)
第4回 平成25年3月18日(月)	(1)まとめ(検討) (2)その他(検討)

(2) 議事概要

第1回検討会

1) 概要

日時 : 平成24年11月12日(月)12:00~15:00

場所 : 内閣府(防災担当)特別会議室

出席者 : 坂本委員長、奥田委員、杉山委員、田中委員、中井委員、中埜委員、
藤田委員、松本委員、
小森参事官、富田参事官補佐

2) 議事概要

- ・今年度調査の概要について(報告)
事務局より報告を行った。
- ・平成23年5月2日事務連絡の運用指針への一本化について(検討)
事務局より説明を行い、議論を行った。
- ・その他(報告)
事務局よりその他の報告を行った。検討は第2回以降に行うこととした。

<主な意見>

議題2について

平成23年5月2日事務連絡を運用指針に一本化する方法については、事務連絡を運用指針の中に細かく整理して一体化することは難しく、内容も煩雑になるため、望ましくない。実際の調査を行う上で分かりやすいことから、運用指針の最後に事務連絡を組み入れる方式とする。

地盤被害等の有無によって平成23年5月2日事務連絡を利用するのかもしれないかということを選ぶようなフローとするのではなく、地震編を利用するのか事務連絡を利用するのかということについては、自治体判断でよい。

第2回検討会

1) 概要

日時：平成24年12月17日(月)13:30～16:00

場所：内閣府(防災担当)特別会議室

出席者：坂本委員長、佐久間委員、杉山委員、田中委員、中井委員、藤田委員、
松本委員、
富田参事官補佐

2) 議事概要

- ・平成23年5月2日事務連絡の運用指針への一本化について(検討)
事務局より説明を行い、議論を行った。
- ・東日本大震災における特例措置の取扱いについて(検討)
事務局より説明を行い、議論を行った。
- ・その他(報告)
事務局よりその他の報告を行った。検討は第3回以降に行うこととした。

< 主な意見 >

議題1について

平成23年5月2日事務連絡の「傾き」の測定について、実際に調査を担当する市町村から「床と柱が傾いている場合、柱の傾きだけを測定するのではなく、床の傾きを測定する方が、被災者の混乱が少ない」との指摘があった。しかしながら、実際には自治体職員が床の傾きの測定することは困難なので、内閣府が標準として示すことも、一次調査とするのも不適當である。二次調査の際に、角度を測定できるレベル(水準器)を使用して床下や天井の梁など水平方向の傾斜を測定する方法が考えられる。次回までに、具体的な測定方法を確認した上で、そのような方法でもよいこととするかどうか議論する。

議題2について

平成23年3月31日事務連絡について、今後一般化する場合には、例えば、大規模半壊の事例については、「浸水深1m」(「概ね」を削除)に加えて、「貫通痕など構造体等に外力による被害があること」「木造・プレハブ」「1～2階建て」「戸建て」である場合の住家被害を運用指針に従い試算したものであり、これらの条件を明確にしておく必要がある。

平成23年4月12日事務連絡について、航空写真や衛星写真の活用については、入手の可能性についても考慮すると、「必ず利用する」という位置づけではなく、あくまでも「参考事例」として紹介することによりよい。

平成23年3月31日事務連絡のうち損傷イメージ図について、区分が簡素化されているものを利用したことについて「参考事例」として紹介することによりよい。ただし、損傷イメージ図に記載がない損傷パターンについて、自治体

職員がどのように考えたらよいか手がかりとなるように、「地震編の一次調査は、標準的な調査である二次調査を、外観調査として実施できるよう有識者による検討を経て簡略化したものであること。これにより難しい場合は、運用指針に基づき判定すること」ということを明確にしておく必要がある。

第3回検討会

1) 概要

日時：平成25年2月20日(木)14:30～17:00

場所：内閣府(防災担当)特別会議室

出席者：坂本委員長、奥田委員、佐久間委員、杉山委員、田中委員、中井委員、
若松委員、
富田参事官補佐

2) 議事概要

- ・運用指針の改定案について(検討)
事務局より説明を行い、議論を行った。
- ・東日本大震災における特例措置の取扱いについて(検討)
事務局より説明を行い、議論を行った。
- ・部位別構成比について(検討)
事務局より説明を行い、議論を行った。
- ・その他(検討)
事務局より説明を行い、議論を行った。

< 主な意見 >

議題1について

「補遺【東日本大震災級の大規模災害に係る住家の被害認定の調査・判定方法】」の「1.津波による住家被害」の図について、大規模半壊は「床上浸水1m以上」と明確しておくべきである。

同じく「1階天井まで浸水」は、説明会等で、「試算では損傷の程度」など具体的に例示した方が良い。

運用指針改定案の総則では、「地盤の液状化等により損傷した住家の被害認定の調査・判定方法」のみ記載されているが、「東日本大震災級の大規模災害に係る住家の被害認定の調査・判定方法」についても触れておく。

「東日本大震災級の大規模災害に係る住家の被害認定の調査・判定方法」の「2.地震による住家被害」の調査票を作成する。

角度を測定できるレベル(水準器)を使用して床の傾斜を正確に測定することは、測定する適当な箇所など標準的な測定方法を示すこと困難である。古い木造在来工法の場合、建物は傾かずに床のみが波打つ場合がある。その場合は床の被害として判断する。

運用指針における柱の傾きの測定方法について、1つだけ柱が折れている場合には残りの3本の柱を計測し、6隅の場合にはいずれか4箇所を計測することにより。

議題2について

「補遺【東日本大震災級の大規模災害に係る住家の被害認定の調査・判定方

法】とされたサンプル調査については全壊の場合に限るとすることによい。

議題 3 について

部位別構成比について、現段階では 5 % 刻みとし、実態に合わせた変更を行うことによい。

議題 4 について

浸水被害のパターンについては「外力あり」「外力なし」の区分ではなく、より被害の実態を表すような表現とすべきである。

第4回検討会

1) 概要

日時：平成25年3月18日(月)11:00~12:00

場所：三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株)セミナー室

出席者：

2) 議事概要

火山災害等による住家の被害認定の考え方について

- ・火山災害等による住家の被害認定については以下のように整理している。

Q . 火山災害等により被害を受けた住家を被害認定する際のポイント如何。

A .

火山災害による住家被害について、まず、損壊・焼失・流失等している場合は、損壊基準判定により、部位別構成比に関係なく、損壊、焼失もしくは流失した部分の床面積が、その住家の延床面積に占める割合で判定することとなる。

次に、土石や泥流の流入による柱や基礎の被害と併せて浸水被害を伴う場合など複合被害については、浸水と外力による損傷の調査判定方法を示した「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」水害編に基づき、執り行われたい。

また、土石や泥流の流入による柱や基礎の被害で、浸水被害を伴わない場合は、外力による損傷の調査判定方法を示した「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」地震編に基づき、執り行われたい。

なお、小規模の噴石による突き刺さり、貫通痕等の被害である場合は、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」風害編に基づき、執り行われたい。

ただし、合理的な理由が認められる場合には、この限りではない。例えば、地震編・水害編・風害編それぞれの調査判定方法に基づく判定結果の1%は同じ1%であるので、部位別構成比の範囲内で、部位別に、風水害の住家被害について飛来物の衝突による屋根の損傷被害について風害編に基づき算定し、屋根以外の部分については水害編に基づき算定し合計するなど、住家被害の特徴を勘案し、重複に注意しつつ調査判定方法を併用することも可能である。その他具体的な判定は、当該都道府県、市町村の判断に委ねることになる。

その他の法第2条第1号に定める自然災害（豪雪、高潮、地すべり、山崩れ、がけ崩れ、土地隆起、土地沈降、土石流等）による住家被害についても、以上の考え方に準じ、執り行われたい。

水害（浸水被害）における集合住宅の判定の考え方

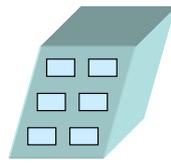
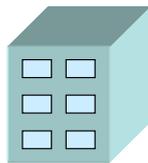
・集合住宅の扱い

⇒ 原則として一棟全体で判定し、その結果をもって各住戸の被害として認定

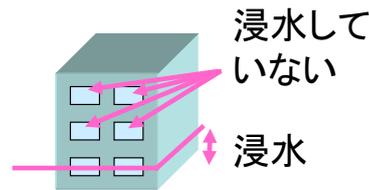
(運用指針・総則p.7「8. 集合住宅の扱いについて」)

⇒ ただし、各住戸間で明らかに被害程度が異なる場合は、各住戸ごとに判定し認定することも必要

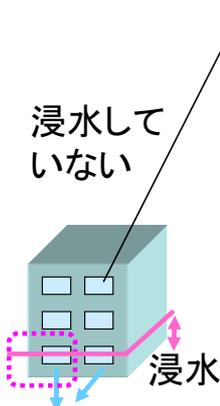
(Q&A(集合住宅の判定基準について))



原則として
一棟全体で判定



明らかに
被害程度が異なる



1棟判定

(建物全体の傾き・ダメージなど、躯体の被害は建物全体共通の被害なので)原則として一棟全体で判定し、その結果をもって各住戸の被害として認定。

1棟全体を100%として損害割合を算出し、その損害割合が該当住戸の損害割合となる

各戸判定可

1世帯が使用している範囲を1戸(1棟)として判定可

ただし、(水害で浸水した階と浸水しなかった階のように)各住戸間で明らかに被害程度が異なる場合は、各住戸ごとに判定し認定することも必要。

外観	[住家全体の被害 又は 住家の一部の階が全層被害]							被害	被害率
傾き	0	1	2	3	4	5	6	傾き	0%以上
外壁	0	1	2	3	4	5	6	外壁	0%以上
屋根	0	1	2	3	4	5	6	屋根	0%以上
柱	0	1	2	3	4	5	6	柱	0%以上
天井	0	1	2	3	4	5	6	天井	0%以上
内壁	0	1	2	3	4	5	6	内壁	0%以上
建具	0	1	2	3	4	5	6	建具	0%以上
床	0	1	2	3	4	5	6	床	0%以上
設備	0	1	2	3	4	5	6	設備	0%以上
その他	0	1	2	3	4	5	6	その他	0%以上

被害	被害							被害率
外壁	0	1	2	3	4	5	6	0%以上
屋根	0	1	2	3	4	5	6	0%以上
柱	0	1	2	3	4	5	6	0%以上
天井	0	1	2	3	4	5	6	0%以上
内壁	0	1	2	3	4	5	6	0%以上
建具	0	1	2	3	4	5	6	0%以上
床	0	1	2	3	4	5	6	0%以上
設備	0	1	2	3	4	5	6	0%以上
その他	0	1	2	3	4	5	6	0%以上

住家被害認定調査票
水害
非木造

調査票番号 (例: 水害編・非木造の集合住宅の場合)

調査日 平成 年 月 日

1 調査時
調査員
所在地
被害主

2 住家 住家である(居住のために使用されている)

3 配置状況

4 外観
 住家全部が倒壊
 住家の一部が全部倒壊

5 傾斜
傾斜 ① ② ③ ④ 平均値

6 浸水深 床下 床 床上

7 傾斜の程度
傾斜の程度
傾斜の程度

8 8柱(又は耐力壁)

9 9床・梁

10 10外部仕上・雑壁・屋根

11 11内部仕上げ・天井

12 12建具

13 13設備(外)

14 14設備(内)

【被害割合算出表】

被害割合	5割未満	5割以上・6割未満	6割以上・7割未満	7割以上・8割未満	8割以上・9割未満	9割以上	計
傾斜							0
傾斜有	20						1

(注)「傾斜」の平均値が2cm未満の場合「あ」、2cm以上の場合は「イ」又は「い」のうち大きい値を被害割合とする。

判定

被害割合	20%未満	20%以上	40%以上	50%以上
判定	<input type="checkbox"/> 半壊に至らない	<input type="checkbox"/> 半壊	<input type="checkbox"/> 大規模半壊	<input type="checkbox"/> 全壊

(建物全体の傾き・ダメージなど、躯体の被害は建物全体共通の被害なので)原則として一棟全体で判定し、その結果をもって各住戸の被害として認定。

ただし、(水害で浸水した階と浸水しなかった階のように)各住戸間で明らかに被害程度が異なる場合は、各住戸ごとに判定し認定することも必要。

被害認定基準運用指針における「不服申し立て」の記述について

現行の「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」では、「被災者から不服の申立てがあった場合の対応」の記載がみられる。しかし、当該表現については過去に有識者より以下の意見が提示されており、「再調査の依頼」の表現等に変更してはどうか。

被害認定調査の判定結果に対する不服申し立て

- 不服申し立てという言葉を用いているが、実際は、単なる再調査の申請に過ぎず、行政不服審査法に基づく不服申し立てではない。
- 行政不服審査法上の不服申し立て、不服審査と混同するので、「不服申し立て」というネーミングはやめたほうがよい。
一方、被災者生活再建支援金支給事務に関する不服申し立ては行政不服審査法に基づくものである。

(2010年9月24日(金)大分大学教育福祉学部 山崎栄一准教授へのヒアリング)

(参考：現行の被害認定基準運用指針における表現(地震編の例))

3. 被災者から不服の申し立てがあった場合の対応

第2次調査実施後、被災者から判定結果に関する不服の申し立てがあった場合には、当該被災者の不服の内容を精査し、再調査が必要と考えられる点があれば、その点について再調査を行う。

再調査に基づく住家の被害の程度の判定結果については、理由とともに当該被災者に示す。

再調査の考え方について(案)

1. 再調査の考え方

現行では、次のとおり整理している。

- ・ 被害調査は、本運用指針及び調査票等により行い、その結果に基づいて住家の被害の程度を判定する。
- ・ 調査（地震による被害の場合は第2次調査）実施後、被災者から判定結果に関する不服の申立てがあった場合には、当該被災者の不服の内容を精査し、再調査が必要と考えられる点があれば、その点について再調査を行う。
- ・ 再調査に基づく住家の被害の程度の判定結果については、理由とともに当該被災者に示す。

出典)「住家の被害認定基準運用指針」

2. 再調査依頼が繰り返される場合の考え方

再調査依頼が繰り返される場合の考え方について、これまでの被害認定調査の経緯等を踏まえて、以下の内容で整理した。

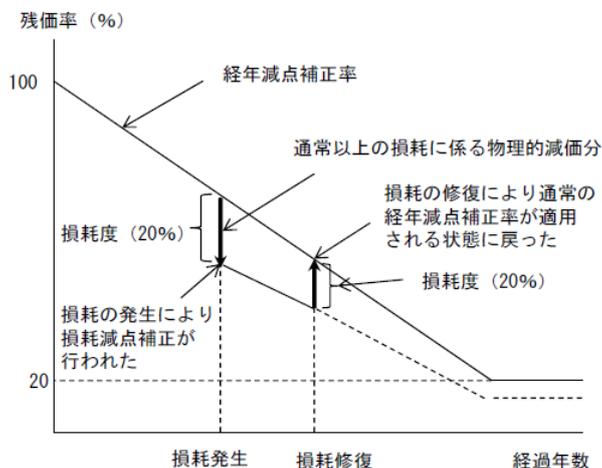
被害認定基準とは、マクロ的に被害状況を把握するためのもの。

平成7年の阪神・淡路大震災において、神戸市等の税務部局が中心となって初めて世帯単位で全壊・半壊について証明するり災証明を発行。

その際、固定資産評価は積み上げ方式であるが、調査の迅速化のため、工学的見地から簡略化した方法を考案。

市町村の税務課では、毎年1月1日現在で固定資産税評価基準に基づく評価額を算出している。また、災害発生時には損耗減点補正により固定資産税評価額の再評価を実施している。

< 一棟の家屋に係る減価のイメージ >

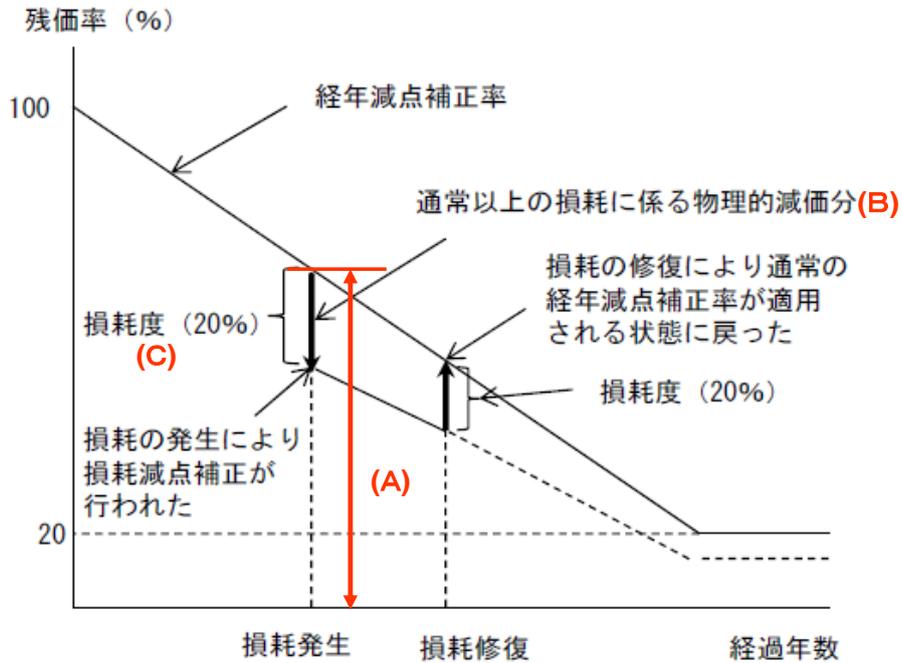


資料)(財)資産評価システム研究センター「家屋に関する調査研究」(平成24年3月)

よって、住家の主要な構成要素の経済的被害の住家全体に占める損害割合として、災害前の評価額に占める損害額の割合が算出可能であり、これを「損耗度」としているところ。

$$\begin{aligned} & () \text{ 損害の割合} = \text{通常以上の損耗にかかる物理的減価分} (B) \\ & \quad \div \text{損耗発生時点の残価率} (A) \\ & = \text{損耗度} (C) \end{aligned}$$

< 一棟の家屋に係る減価のイメージ >



資料) (財)資産評価システム研究センター「家屋に関する調査研究」(平成24年3月)に一部加筆

以上のことから、再調査については、次のように整理してはどうか。

- 再調査依頼が度重なり時間を要するような場合は、従来どおり運用指針における考え方に即して再調査するべきとする立場もあり得るが、所期の目的を達成するためには、本来の税務部局が実施している固定資産評価の結果(損耗度)により最終的には一意に決まることを自治体に周知すると良いのではないか。

【参考 1：被害認定について】

1. 被害認定とは

「災害に係る住家の被害認定基準」は、被災した住家の延床面積と損壊等した部分の床面積の一定割合、又は被災した住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で示し、その住家の損害割合が一定割合以上に達したものを全壊又は半壊としている。本来この「災害に係る住家の被害認定基準」は、「災害報告取扱要領」(昭和 45 年 4 月 10 日付消防防第 246 号)に基づく災害報告など各省庁の災害報告の「住家全壊」「住家半壊」等の定義を統一することとして示されたものである(昭和 43 年 6 月 14 日内閣総理大臣官房審議室長通知)。ここで、災害報告は、災害対策基本法施行規則第 2 条第 2 項において棟単位とされている。

一方、総務省自治行政局行政課は、「被災・罹災証明書」の発行に係る事務は、地方公共団体の自治事務として行う事実の証明であり、申請に係る事実の確認ができる限り、証明ができるものであって、その発行基準については、地域の実情に応じて、各地方公共団体の判断により設定されるものである。なお、被災者生活再建支援法(平成 10 年法律第 66 号)に基づく支援金の支給の申請などに必要となる住宅の被害の程度を証する書面については、内閣府の「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」等を参考として地方公共団体が発行しているところである。」とし、また、「被災証明書・罹災証明書について「各種証明書の発行は各市町村の事務」としている。

平成 7 年 1 月 17 日の阪神・淡路大震災の際に、神戸市等の被災市町は、各種の救済措置に利用できる被災証明書の発行を行うこととした。しかし、建物被害調査に関して、固定資産家屋評価における災害時の損耗減点補正のために、以前から判定基準は「固定資産評価基準経年減点補正率基準表」(昭和 38 年 2 月 25 日自治省告示第 158 号)として定められていたものの、「大災害を想定したものではなかったため、全壊・半壊の判定は自治体の判断に委ねる」(自治省固定資産税課)こととされた¹。そこで被災市町では、固定資産税の評価基準をベースとして部位別に被害状況を認定すること、「被災度区分判定基準」「損害保険の判定基準」による被災状況の見方も参考にすること等を基本とし、建築の専門家の支援を受けながら被害調査の基準を税務部局で作成し、税務部局・消防部局・区役所が他の政令指定都市の税務職員の応援を得て被害調査を実施した。具体的には、倒壊家屋が昭和 40 年代以前の建物であろうとの想定で同年代の固定資産税実績をもとに建物の部位別構成比を求め、これに各被害率を乗じ、その合計率を「災害に係る住家の被害認定基準」が定義する「全壊とは、被害額が建物の時価の 50%以上のもの。半壊とは、被害額が建物の時価の 20%以上 50%未満のもの」に照らして全壊・半壊等と判定し証明した²。

内閣府の本運用指針はこの被災市町の基準を原案としている。しかし、これを忠実に適用し住戸ごとの被害の程度(全壊・半壊等)を判定するには著しい労力と膨大な時間を要

¹村尾他「兵庫県南部地震における建物被害の自治体による調査法の比較検討」(日本建築学会計画系論文集(515) 平成 9 年 1 月 30 日)

²神戸市「阪神・淡路大震災 神戸復興誌」(平成 12 年 1 月 17 日)P120～124

し、また、固定資産家屋評価等の専門的知識を要するものであることから、平成 13 年に内閣府が本運用指針を定めるに当たっては、次のように工学的見地から簡素化を図っている。

- ・固定資産家屋評価における災害時の損耗減点補正の考え方と同様に、各部位にかかる施工価格等を参考に設定した部位別構成比を採用することとし、被災した住家の部位ごとの損傷率を部位別構成比に乗じてそれぞれの損害割合を算定し、損害割合の合計によって住家の被害の程度(全壊又は半壊等)を判定する。このとき、一般的な住家を想定し、部位別構成比を 5 %刻みで簡略化をおこなっている。
- ・「応急危険度判定基準」等による被災状況の見方も参考とし、一定の要件に該当する場合には、その段階で、個々の部位の損害割合の積み上げをしないで判定する。

その後の主な改正の内容は次のとおりである。

- ・平成 21 年改正 「地震編・浸水編」の 2 部構成を「地震編・水害編・風害編」の 3 部構成へ変更 等
- ・平成 25 年改正 「地盤の液状化等により損傷した住家の被害認定の調査・判定方法」を「補遺」として追加するほか、「水害編」に「第 1 次調査(外観調査)」を追加 等

2 . 再調査の考え方について

(1) 標準

支援法適用対象となるような規模の災害発生時に被災者支援を迅速に実施するためには被害認定基準運用指針に基づくのが適当である。

したがって、被害認定の再調査について、標準的には運用指針どおり、再調査依頼があれば、事実の証明が可能な範囲で、必要に応じて何度でも再調査を実施するものである。その際、地元の被害認定経験者や税務課 OB の活用、都道府県・市町村間の相互協力、建築士会等からの支援受け入れも重要であり、平時より応援、協調体制を整えておくことも必要である。

また、防災対策推進検討会議最終報告どおり、平時からの研修や被災地応援などで研鑽を積むことも重要である。

(2) 再調査結果について被災者との間で合意が得られず時間を要した場合

大前提として、昭和 43 年の災害の被害認定基準は、マクロで被害状況を把握するための指標に過ぎず、個々の世帯の被害を細かく評価することは想定外である。

一方、税務部局は従前から固定資産評価結果を把握し、また、損害額も調査し把握しており、詳細に個々の世帯の被害率を精査することが可能なことから、業務の親和性もあり、阪神・淡路大震災の際に、昭和 43 年被害認定基準を参考に、防災・建築部局や建築の専門家等の応援を得ながら、個々に世帯の被害率を精査しり災証明を発行してきたものである。しかし、調査の方法は自治体によって異なっており、調査の仕方や被災程

度の判定基準を巡って問題も生じた。以前から災害等における判断基準は「天災、火災等の理由による固定資産税減免のための家屋に対する評価基準」(自治省固定資産税課)として定められていたが、大災害を想定したものではなかったため、全壊・半壊の判定は自治体の判断に委ねることとされた。自治省及び神戸市にヒアリングし、問題点の多くはこのように統一された評価法がなかったことが原因であるとする調査レポート³もあるところである。

そこで運用指針として標準的な調査判定方法を内閣府が作成し示しているものである。これは、前述のとおり、「天災、火災等の理由による固定資産税減免のための家屋に対する評価基準」が大規模災害を想定したものではないとされていたことから多くの問題が生じたことに対処するため、工学的に簡略化した素案を基に、内閣府において有識者の検討を経て定めたものであり、このことにより一刻も早い被災者支援に結び付けようとするものである。これも一定に限界があるのは道理であり、自治体毎にカスタマイズしてよいことともしているところである。また、経緯を勘案すると、阪神・淡路大震災以前の規模の災害による被害認定に関しては「天災、火災等の理由による固定資産税減免のための家屋に対する評価基準」の想定内であるため、同基準により算定すれば良いとも考えられる。

なお、総務省行政監察局の抽出調査(20市町村)によると、東日本大震災における被害認定第2次調査の再調査率は約6～7%台である⁴。約6～7%が再調査依頼をしている、と見ることもできるが、現に約93～94%が再調査依頼に至らず、非常によく機能し所期の目的は達成しているとも見ることができる。

したがって、支援法適用対象となるような規模の災害発生時に被災者支援を迅速に実施するためには被害認定基準運用指針に基づくのが適当であるが、「再調査依頼を0%にすること」「最後まで被害認定の枠組みの中で再調査を実施し処理すること」を施策目標とすることは現実性も乏しく妥当性に欠けるのではないか。そのために、再調査に時間を要しているようであれば、被災者支援の迅速な実施の支障となって所期の目的の達成が困難となることから本末転倒である。

その他考慮すべき事項として、

- ・復旧復興業務に従事すべき防災・建築人材リソースも有限であること。
- ・固定資産評価員・固定資産評価補助員などの専門性の高い人材により実施される固定資産調査も済みであり、税務部局は独力で個々の世帯の被害率を精査可能であること。これを無視して、防災・建築部局側で第三者機関を設けるのは屋上屋であること。
- ・(財)資産評価システムセンターの試算によれば、運用指針による判定結果と固定資産評価基準による損耗については、概ね一致すること(次ページ参照)

³村尾他「兵庫県南部地震における建物被害の自治体による調査法の比較検討」(日本建築学会計画系論文集(515) 平成9年1月30日)

⁴「申請手続に係る国民負担の軽減等に関する実態調査(東日本大震災に係るものを中心として)」(平成25年3月1日総務省行政監察局)

内閣府指針における被害認定	対応する損耗残価率
全壊（損害割合 50%以上）	42.50
大規模半壊（損害割合 40%以上 50%未満）	58.80
半壊（損害割合 20%以上 40%未満）	75.10
半壊に至らない（損害割合 20%未満）	94.85

注1) 損耗残価率とは、以下で求められる値。100 から損耗算価率の値を減ずると損害割合となる。

損耗残価率 = 1 - 通常以上の損耗にかかる物理的減価分 / 損耗発生時点の残価率

注2) 本調査では、総務省が調査した東北地方に所在する木造専用住宅の再建築費評点数に係る平均的な部位別構成比を用いて、「全壊」「大規模半壊」「半壊」「半壊に至らない」の各被害について各部位ごとに損耗率を設定している

資料) (財)資産評価システム研究センター「家屋に関する調査研究」(平成24年3月)

といったこともあげられる。

【結論】以上のことから、再調査依頼が度重なり時間を要するような場合は、従来どおり運用指針における考え方に即して再調査するべきとする立場もあり得るが、所期の目的を達成するためには、本来の税務部局が実施している固定資産評価の結果により最終的には一意に決まることを自治体に周知すると良いのではないかと。

3. 部位別構成比の取扱いについて

運用指針では従前より地域差を認め、地域に応じた部位別構成比を作成して使用することも必要であるとしているところである。

運用指針の部位別構成比はあくまでも標準的な調査・判定方法を示す一環として示しているものである。

一例として、自治体は固定資産評価結果を個々の世帯毎に調査把握しているところであり、当該結果を踏まえ部位別構成比を設定することは適切な措置であると考えられる。

その際、内閣府が逐一チェックするものではない。過去の教訓を踏まえ迅速かつ公平な判定の実施のために作成された運用指針の本来の趣旨に鑑み、迅速性と公平性の確保が重要であることを自治体は肝に銘じるべきであり、また、地域に応じあらためた部位別構成比設定の適切性に関する説明責任は自ずから自治体であり、自治体には恣意的な設定としないこととするなど節度が求められるものである。

4. その他

災害のたびに被害認定基準見直しの声があることに対して、懸念の意を表明する声がある。被害認定基準はあくまでも物差しであり、どこまで被災者支援するかという基準ではないのであって、そのような政策判断と混同すべきでない。以下の観点からも、より多くの被災者を支援したいからといって物差しを変えるべきではない。

- ・水谷武司氏⁵より、国から出される指針の内容が高頻度で変更されるのは望ましくないという見解があった。
- ・震度が6強であっても、被害が小さいことはあり得る。しかし、それにより被害の測定方法を変えるのはおかしいという意見があり、もっともである。
- ・その他、「住家全壊」「住家半壊」等のほかに区分を設けるべき、という声があるが、その必要性は乏しく、また、自治体負担が増大し煩雑になるため、迅速化かつ簡便化を図る観点からも望ましくないのではないかと。

物差しに過ぎない被害認定基準を変えるべきというのではなく、被害認定結果は結果として真摯に受けとめてどこまで支援対象とするべきか制度論の側で議論すべき。今後は、必要に応じて、3年ごとに実施される固定資産評価基準見直しを踏まえた時点更新を粛々を行うことを基本とすべきではないか。

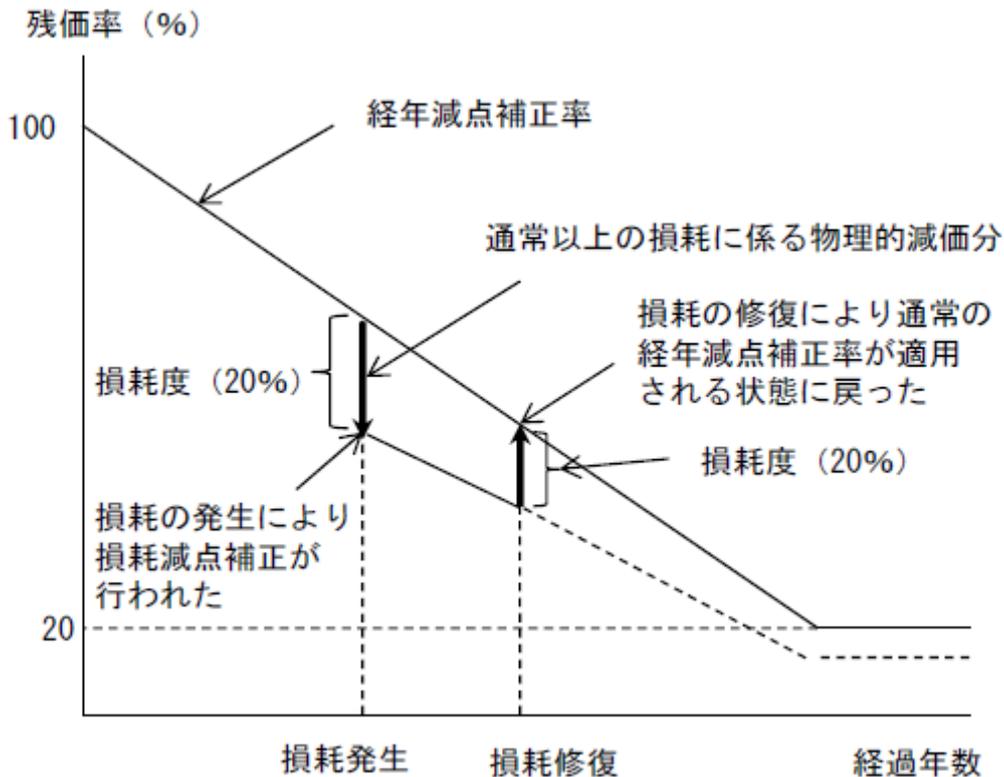
⁵ 独立行政法人 防災科学技術研究所 自然災害情報室 客員研究員

【参考2：災害における固定資産評価額の減免について】

1．固定資産評価額の減免方法について

- ・「固定資産家屋評価基準」(昭和38年 自治省告示第158号)では、通常は「再建築費評点数×経過年数に応ずる減点補正率」により評点(評価額)を算出している。
- ・ただし、天災、火災その他の事由により経過年数に応ずる減点補正が適性でない場合には、「部分別再建築費評点数×損耗の程度に応ずる減点補正率(損耗減点補正率)」により算出することとしている。

<一棟の家屋に係る減価のイメージ>



- ・ 損耗減点補正率
「部分別損耗減点補正率基準表」(固定資産評価基準別表第10)によって各部分別に求めた損耗残価率に、当該家屋に適用される経年減点補正率を乗じて各部分別に求める。
- ・ 損耗残価率
各部分別の損耗の現況を通常の維持管理を行うものとした場合において、その年数の経過に応じて通常生ずる損耗の状態に修復するものとした場合に要する費用を基礎として定めたもの。

資料) (財)資産評価システム研究センター「家屋に関する調査研究」(平成24年3月)

2 . 災害発生時における固定資産評価について

- ・家屋の評価は、基準年度の評価額が3年間据え置かれる制度になっている。しかし、家屋に大規模な損傷が発生した場合には、損耗減点補正率を適用して第2年度、第3年度に評価替えをおこなうこととしており、大規模災害が発生した場合は、原則として再評価を実施する⁶。
- ・実際の評価額は、納税通知書を送付する時期までに決定される。なお、東京都の場合、平成24年度の固定資産税の第1期の納付期限は7月2日である⁷。

注)ただし、賦課期日(1月1日)までに修復がなされた場合には、損耗減点補正率の適用を考慮する必要は無く、経年減点補正率のみを利用することとなる。

⁶(財)資産評価システム研究センター「家屋に関する調査研究」(平成24年3月)より

⁷東京都ウェブサイトより

その他の参考資料

委員からの指摘を受け、その他の参考資料として、以下を作成した。

1．浸水深別の損害割合算出イメージ

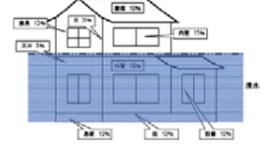
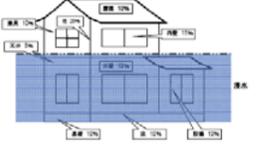
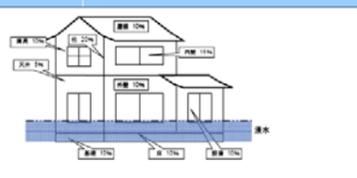
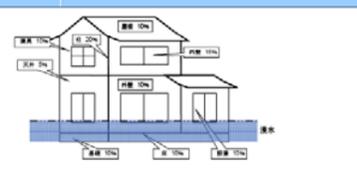
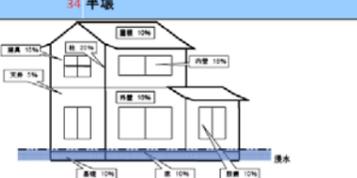
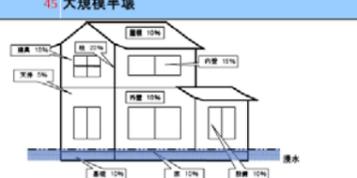
水害の場合(津波等の外力がある場合も含む)に、浸水深別の損害割合の算出イメージを算出することで、被害認定の具体的なイメージをつかめるようにしたもの。

補遺「東日本大震災級の大規模災害に係る住家の被害認定の調査・判定方法」の講習会テキスト等で例示することとする。

2．市町村による被害認定調査の説明ウェブサイトの一覧(イメージ)

各市町村がウェブサイト上で被害認定調査について説明を行っているページについて、一覧整理し、参考として提示する際のイメージ。

最終的には、別途各自治体への照会作業等により、今後内容を整理する。

		右に該当しない場合	津波、越流、堤防決壊等水流や泥流、瓦礫等の衝突により損傷がある場合			
被害例						
1階の天井まで浸水した場合						
	区分	構成比 (%)	損害割合 (≦構成比) (%)	損害の程度の内容	損害割合 (≦構成比) (%)	損害の程度の内容
	外壁	10	8	浸水により仕上材の大半の汚損等が見られる。	8	浸水により仕上材の大半の汚損等が見られる。
	内壁	15	13	1階の断熱材機能喪失(再使用不可)	13	1階の断熱材機能喪失(再使用不可)
	床(階段を含む。)	10	6	床下に堆積した汚泥を除去するため、床の一部(床板等)の取り外しが必要である。	6	床下に堆積した汚泥を除去するため、床の一部(床板等)の取り外しが必要である。
	基礎	10	1	床下に汚泥	1	床下に汚泥
	柱(又は耐力壁)	15	1	ボード取り替え必要	6	パネル隅角部にひび割れが生じている
	屋根	15	3	1階の屋根に浮き	3	1階の屋根に浮き
	天井	5	4	1階の天井の機能損失	4	1階の天井の機能損失
	建具	10	1	浸水による換・障子・ドアの破損	8	1階の建具が再使用不可能
設備	10	10	浴室、台所、トイレ、洗面所は再使用不能	10	浴室、台所、トイレ、洗面所は再使用不能	
合計	100	47	大規模半壊	59	全壊	
床上1・0Mまで浸水した場合						
	区分	構成比 (%)	損害割合 (≦構成比) (%)	損害の程度の内容	損害割合 (≦構成比) (%)	損害の程度の内容
	外壁	10	2	1階の一部外壁が汚損(1階壁面積の5割)	4	浸水により仕上材の大半の汚損等が見られる(1階壁面積の5割)
	内壁	15	13	1階の断熱材機能喪失(再使用不可)	13	1階の断熱材機能喪失(再使用不可)
	床(階段を含む。)	10	6	床下に堆積した汚泥を除去するため、床の一部(床板等)の取り外しが必要である。	6	床下に堆積した汚泥を除去するため、床の一部(床板等)の取り外しが必要である。
	基礎	10	1	床下に汚泥	1	床下に汚泥
	柱(又は耐力壁)	15	1	ボード取り替え必要	3	一部のボードにひび割れやズレ
	屋根	15	0		0	
	天井	5	0		0	
	建具	10	1	1階の建具が浸水による破損	8	1階の建具が再使用不可能
設備	10	10	浴室、台所、トイレ、洗面所は再使用不能	10	浴室、台所、トイレ、洗面所は再使用不能	
合計	100	34	半壊	45	大規模半壊	
床上まで浸水した場合						
	区分	構成比 (%)	損害割合 (≦構成比) (%)	損害の程度の内容	損害割合 (≦構成比) (%)	損害の程度の内容
	外壁	10	0		2	浸水により仕上材の大半の汚損等が見られる(1階壁面積の2割)
	内壁	15	6	クロス汚損、剥離等が見られる	6	クロス汚損、剥離等が見られる
	床	10	6	床下に堆積した汚泥を除去するため、床の一部(床板等)の取り外しが必要である。	6	床下に堆積した汚泥を除去するため、床の一部(床板等)の取り外しが必要である。
	基礎	10	1	床下に汚泥	1	床下に汚泥
	柱(耐力壁)	15	0		3	一部のボードにひび割れやズレ
	屋根	15	0		0	
	天井	5	0		0	
	建具	10	1	1階の建具の破損(再使用可能)	4	1階の建具が閉閉困難・破損
設備	10	3	浴室つまり等	5		
合計	100	17	半壊に至らず	27	半壊	
床下まで浸水した場合						
	区分	構成比 (%)	損害割合 (≦構成比) (%)	損害の程度の内容	損害割合 (≦構成比) (%)	損害の程度の内容
	外壁	10	0		0	
	内壁	15	0		0	
	床	10	6	床下に堆積した汚泥を除去するため、床の一部(床板等)の取り外しが必要である。	6	1階の床下に汚泥
	基礎	10	1	床下に汚泥	1	床下に汚泥
	柱(耐力壁)	15	0		0	
	屋根	15	0		0	
	天井	5	0		0	
	建具	10	0		0	
設備	10	0		0		
合計	100	7	半壊に至らない	7	半壊に至らない	

< 整理イメージ >

北海道	
札幌市	
函館市	
小樽市	

宮城県	
仙台市	「り災証明書のための建物被害認定の仕組み」 www.city.sendai.jp/hisaishien/1198171_2751.html ..
石巻市	「建物被害認定調査について」 http://www.city.ishinomaki.lg.jp/hishokoho/sinsai/koteisitei_2.jsp
塩竈市	—

< その他事例 >

内閣府防災へのリンクを明示しているだけのページは除外

仙台市 「り災証明書のための建物被害認定の仕組み」

www.city.sendai.jp/hisaishien/1198171_2751.html...

石巻市 「建物被害認定調査について」

http://www.city.ishinomaki.lg.jp/hishokoho/sinsai/koteisitei_2.jsp

千葉市「り災証明書」の申請と被害認定調査

http://www.city.chiba.jp/somu/bosai/230325jyutaku_higai.html

多賀城市 り災（届出）証明書

<http://www.city.tagajo.miyagi.jp/saigai/risaisyomei.html>

習志野市 り災証明書・被災証明書の受付及び発行について

<http://www.city.narashino.chiba.jp/kurashi/zeikin/zeimushomei/risaisyomei.html>

旭市 家屋の被害状況調査と「り災証明書」(パンフ)

<http://www.city.asahi.lg.jp/kouhou/20110515ex/003.pdf>

白石市 「り災証明書」「被災証明書」の申請を受け付けています

<http://www.city.shiroishi.miyagi.jp/machikado/2011/risaisyomei.html>

白河市「建物被害認定調査」と「り災証明書」の発行に関するお知らせ」(パンフ)

<http://www.city.shirakawa.fukushima.jp/download.rbz?cmd=50&cd=2670&tg=52>